

建設環境委員会

令和5年9月5日（火）

午前9時58分～午前11時58分

議会第4会議室

【出席委員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・上下水道局 姉川上下水道局長
- ・都市戦略部 稲又都市戦略部長
- ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○永渕委員長

それでは、おそろいですので、少し早いですけれども、ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

審査に入ります前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず、執行部の皆様に申し上げます。限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

次に、委員の皆様に申し上げます。昨日も申し上げましたが、質疑につきましては、決算ですので、その範囲内でよろしく申し上げます。特に市政一般や予算に関する質疑にならないようお願いします。それから、多岐にわたる質問をお持ちだと思いますが、一度にたくさんの質疑をされますと、答弁が分かりにくくなります。該当箇所を示した上で、1回につき2問くらいに絞って質疑していただければと思います。

なお、今回の決算議案審査では、建設環境委員会として意見や提言を行ったほうがよいと判断した場合は、取りまとめを行います。意見や提言がない場合は、取りまとめは行いません。また、配付しております用紙は、意見・提言を行う案件について、御自分の意見をまとめる際のメモなどに御利用ください。

最後に、決算議案に関する現地視察の御希望については、本日の審査終了時に確認いたしますので、その際にお申出ください。委員の皆様、以上のとおり、よろしくお願い致します。

それでは、上下水道局に関する決算議案の審査に入ります。

第62号議案 令和4年度佐賀市水道事業会計決算について、執行部の説明を求めます。

◎第62号議案 令和4年度佐賀市水道事業会計決算 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○山口委員

御説明いただいた資料の8ページ、給水スポットの件なんですけれども、これは議会でも一般質問等があっていて、もう少し広く普及できないかというような内容だったと思います。決算ですので、1点だけ確認したいのは、一番最後の実施内容等の中で、PR効果の検証のために利用者アンケート2回実施ということなんですけれども、実施されたという説明だけであって、その中身のことは全く触れられませんでしたので、対象者がどういう方々を対象にやっているのか、そのアンケートの内容はどういったものだったかだけをちょっとお示してください。

○一ノ宮水循環部副理事兼総務課長

まず、アンケートの対象者になりますけれども、給水スポットを御利用された方に対してアンケートを実施しております。内容につきましては、まず、給水スポットをどのようにしてお知りになりましたかという内容とか、あと何回ぐらい使われていますかとか、あとは水道水のおいしさをどのように感じていますかとか、あとは設置場所を増やしてほしいと思いますかとか、そういったアンケートの内容で実施しております。過去2回と、ちょっと決算ですけど、今年度は2回実施して、計4回しておるところです。以上です。

○山口委員

どういことを聞いたんじゃないかと、その結果、どういう回答だったのかというところをお示してください。

○一ノ宮水循環部副理事兼総務課長

まず、給水スポットをどのように知りましたかということでは、来館して知ったという方が非常に多かったです。それから、水道水のおいしさについてどのように感じましたかということについては、ほとんどの方がおいしいということで御回答いただいております。また今後も利用したいですかというところなんですけれども、ほとんどの方が今後も利用したいし、設置場所についても増やしてほしいというような意見が多かったという結果になっております。以上です。

○山田委員

関連ですけど、この給水スポットですけど、私一般質問等々でも、増やしてほしいとか、学校等々にも増やしてほしいとかいう御意見、一般質問等であったと思いますが、今後、この給水スポットを増やす予定があるのかどうか。例えば学校とか、どこか検討している

のかどうか、それを示してください。

○一ノ宮水循環部副理事兼総務課長

今回の図書館の次に、本年6月に本庄にあります市立体育館のほうに2台目を設置しております。これによりまして、目的が異なります文化施設である図書館と体育施設に設置いたしましたので、今後の利用状況を確認というか、注視しながら、あと、水道水の広報ですね。これは出前講座とかイベントとか広報紙とかいろいろありますけれども、そういった在り方も含めまして、蛇口回帰の取組の参考に、今のところはしていきたいというふうを考えておるところでございます。

○山口委員

もう一点だけ。同じ資料の13ページなんですけど、資本的収入の中でこれは説明されなかったんですけども、下から2つ目、他会計負担金が、予算額から比べて大幅に決算額が増えております。その備考のところ、共同作成完了に伴う負担金の減少というようなことを書いてあるのは、これはどういうことなのか分かりませんので、説明ください。

○財務課職員

他会計負担金の630万円の減少のことについてお答えします。

令和3年度に国庫補助等に対応するために標準設計書というものを佐賀市だけで作成するものではなく、佐賀東部水道企業団と佐賀西部水道企業団、3者で作成を行いました。その負担金が東部水道企業団と西部水道企業団から入ってきたものが、600万円相当になっておりましたので、その分が全て皆減したのになっております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もないということで、次に移っていきたくと思います。

次に、第63号議案 令和4年度佐賀市工業用水道事業会計決算について、執行部の説明を求めます。

◎第63号議案 令和4年度佐賀市工業用水道事業会計決算 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということでございますので、次に第64号議案 令和4年度佐賀市下水道事業会計決算について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 令和4年度佐賀市下水道事業会計決算 説明

○永渕委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑があ

る方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑はないということでございますので、執行部の皆さんは退室していただいて結構です。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、本日の決算議案審査に関して現地視察の御希望はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですかね。

次に、本日の決算議案審査において、委員会としての意見・提言を取りまとめる案件の候補はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。今日に関してですね。分かりました。

それでは、この後、実は先日の都市戦略部の空き家対策、執行部をお呼びしております。詳細説明を受けるんですが、5分ほど休憩を取りますか。

それでは、トイレ休憩を取ってから再開したいと思います。11時10分めどでも結構です。皆さんおそろい次第、説明を受けます。再開予定は11時15分です。

◎午前11時06分～午前11時15分 休憩

○永渕委員長

それでは、おそろいですので、昨日から意見・提言を取りまとめる案件ということで提案があった部分に関しまして、改めて執行部からの詳細説明を受けたいと思っております。執行部の皆さんよろしく願いいたします。

都市戦略部ということで、それでは、空き家等対策事業、危険空き家等除却費助成制度について、執行部の説明を求めます。

◎空き家等対策事業、危険空き家等除却費助成制度 説明

○永渕委員長

今の説明について、また引き続き知りたいということもあった部分でございますので、委員の皆様からの御質疑をお受けしたいと思います。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○西岡義広委員

今18件とおっしゃられたかと思うんですが、18件に補助金を出したというふうに思っていますか。50万円。

○福田都市政策課長

補助金支給対象は18件でございます。以上です。

○川原田委員

ごめんなさい、ちょっとメモしとらんだったですけど、申請件数がどのぐらいあったとおっしゃられましたかね。

○福田都市政策課長

公募の申請件数は42件でございます。以上です。

○川原田委員

42件の申請があつて、18件だけが対象になつたということで、いわゆるその規定と申しますか、そういうものに満たなかつたというふうになつて、42件の申請があつた中で外されたといひますか、それはどういうふうな条件で外されたといひますか、説明できますか。

○福田都市政策課長

少し時系列に申しますと、最初に42件の申請がございました。そして、基準を満たす、うちの審査に満足する物件が16件ございました。予算上は20件確保してございまして、あと4件の空きが予算上はございます。このまま残すのもあれなんで、4件分を、例えば、昨年度、過年度分にキャンセルした方とか、解体費の助成が決まっていたんですけど、キャンセルした方、金銭的な都合とかでキャンセルした方とか、また、相談を受けてこれは危険な空き家に該当するといひ方8件にお声かけしてございまして。そして、12月末時点で、予算額を包含する20件の、あとプラス4件ございました。20件になりまして、今年に入りまして1月に1件、2月に1件、キャンセルが出まして合計18件という流れになってございまして。以上でございます。

○嘉村委員

今、支給の対象の基準を設けてあるといひことだつたんですけど、これは例えば国の指針とか、そういうものを基につくつてあるんですか。

○福田都市政策課長

基本的には国の指針を基に佐賀市で規定してございまして。その内容は大きく2つに分けてございまして、まず最初に、判断基準Aといたしまして、建物の崩壊に対する損傷度合いに応じて点数をつけまして、これが100点をキープできるか、100点を包含できるかといひのがまず大きな条件でございまして。プラスアルファといたしまして、佐賀市の場合は判断基準Bとして、建物以外の状態、例えばその建物が地域住民の日々の日常生活に危険な状態、支障を及ぼしているんじゃないかとか、周囲の景観と著しく不調和な状態が、樹木の話ですよね。越境しているとか、そういった外部要因、外部不経済を勘案いたしまして、そういうものが著しいといひ場合には対象内にする、拾うといひますか、対象内にするといひ制度を持っています。2段階で基準を示してございまして。

○嘉村委員

結果だけ見ると、なかなかハードルが高いのかなといひ感じがして、中身の基準が結構厳しいんじゃないかなといひ印象を受けたわけですけども、そうではないといひふうになつて

取っていいのかな。

○福田都市政策課長

基準が厳しいか厳しくないかというのは、なかなか私たちの判断によるところは難しいものなんですけど、国もそうなんですけど、我々の空き家対策事業、空き家除去費というのが、危険な状況にあるというものを除去するというのが大前提でございます。空き家は、基本的に所有者が責任を持って管理していただきたい。ただ、危険になると、どうしても金銭的な都合であったりとか、残していった場合に、外部に危険を及ぼすということをやまず除却したいということで、危険な空き家を定義ということが大前提にございまして、その方針にのっとって先ほど基準Aの中で点数をつけさせていただいております。以上でございます。

○山口委員

ちょっと前に戻りますけれども、令和4年度で16件のプラス2件、前年度の方にお声かけをしてということだったんですが、前年度お声かけをされた方というのは、前年度の審査では漏れていた方なのか、前年度の審査では一応オーケー出たけれども、所有者の金銭的な負担でキャンセルをされた方なのか、その辺りいかがでしょうか。

○福田都市政策課長

前年度、令和3年度の審査で通った方です。そして、金銭的な都合でキャンセルをされた方です。

○山口委員

それと、判断基準A、Bを示されて、基本的には全ての案件に対して調査まで行っていただいて点数化されると、そこまでは聞いておりました。その点数が、要は申請件数の状況によって、例えば令和3年度、令和2年度、令和4年度となったときに、今回でいうと1,000万円、20件分の予算を取っていたから、その年の予算によって受け入れる件数が若干違ってくる。そのことによって点数が、例えば令和2年度は、ざっくり言うと70点だった人は通らなかった。しかし、令和8年度は件数が少なかったから、70点取っていたら救われたというような形で推移しているというふうに認識しているんですが、その辺りいかがですか。

○福田都市政策課長

その推移の仕方というのは、先ほど申しましたように、まず最初の基準で予算額と件数に応じたわけではなくて、100点を取れているか取れていないかというのが、まず最初の大きな判断基準です。100点に乗らないと、判断Aとしては難しいということです。以上です。

○山口委員

ということは、今の説明によると、あくまで当初予算、予算ありきではないということ認識したんですけれども、例えば、令和4年の例でいくと1,000万円、20件分していたけ

れども、42件の申請の中で100点を超える物件が意外と多かったとなった場合というのは、1,000万円を当然超える可能性、超えた場合というのは補正の予定までされていたという認識でよろしいでしょうか。

○福田都市政策課長

まず、点数も一律100点超えか、100点超えじゃないかという、ゼロか100かで見るとはなくて、点数を200点満点の中から序列をつけます。優先順位を上からつけますので、基本的には、予算額の応じたところで線を引く。例えば、30件、100点以上取られた方であった場合においても、まずは予算に応じた形でボーダーを引くということになると思います。そこで、補正を上げるか上げないかというのは執行部含めて議会に御相談しつつやっていくことかなと思っています。まずは当初予算ベースで線を引くのが筋であると思っています。

○野中委員

昨日も言ったんですけど、解体費の工事費用というか、解体費用の現状、昔からどんな推移で変わってきているのかというのは、数字で把握されていますか。

○福田都市政策課長

昨日も物価高騰に応じてということで検討すべき事項であるという認識があるという答弁をさせていただきました。ただ、物価の推移なんですけど、まだ確定では取れておりません。ただ、手持ちの資料にはなるんですけど、確かに平成28年、解体費の実績額を1平米当たりの単価に割り戻しまして、100平米を掛けました33坪、ちょっとちっちゃめの一軒家、平成28年が実績ベースなんですけど、99万円になっています。その100万円をベースに2分の1の50万円を支払ったという説明をずっとしてきたかと思っています。その実績ベースを追いかけておるんですけど、やはり平成28年度が一番安くて、高騰しています。去年ベースでいくと、大体200万円弱ぐらいになって、ただ、ここは、国は不良住宅といえますか、住宅のみを対象としているんですけど、我々はちょっと前広に、倉庫も店舗も対象にしておりますし、また判断基準A、点数以外の外部要因、環境要因、例えば樹木とか、そういうのも対象にしておりますところ、樹木の除却とかもかかってまいります。ですので、一概には言えませんが、若干は上がってきている傾向があると。ここについては、住宅のみでもう一回ちゃんと精査して、来年度当初予算に臨みたいなどは思っているところです。

○山口委員

もう一回確認で聞きます。評価基準Aで100点が最低なんだと、200点満点で。そこに乗ったところは、当初の予算ベースである程度線を引くということでおっしゃったんですけども、ということは、結論からすれば、令和2年度と3年度、3年度と4年度で、その最低限のボーダーの点数というのは、当然若干前後しますよねということでもよろしいですか。

○福田都市政策課長

そういう考えで結構でございます。

○山口委員

そしたらば、例えば、令和3年度に申請していたけれども、残念ながら、そのボーダーラインには乗らなかったと。その方が、1年待って、令和4年度に再度申請したらば、件数も少なくてもボーダーラインも若干下がったから、令和3年度ではクリアできなかったけれども、令和4年度では拾われるというパターンもあるという認識でよろしいですか。

○福田都市政策課長

そういうパターンもございます。ただし、100点超えというのが、今のルールになっております。以上です。

○野中委員

さっきの続きで、金額の件、ここ近年で申請されてきて、いわゆる解体費用というのが分かっていると思うんですけど、さっき住宅のみで判断していくべきという考えもあるということだったんですけど、申請ベースで上がってきた中で、金額でいくと、状況はどうなっているんですか。以前は90万円、100万円ぐらいということだったのが、多分上がっていると思うんですよね。もうその時点で上がっているのが分かっていると思うんですけど、そこを教えてもらっていいですか。ここ近年ベースで。

○福田都市政策課長

先ほどに対応しますと、令和4年度は平均で100平米、220万円、令和3年度は174万円になっております。今年度はまだ今、実施中なんですけど、大体170万円ぐらいです。令和4年度が220万円、令和3年度が174万円、ただ、これは今までの実績を平米に戻しまして、100平米掛けた単価ですので、用途も住宅以外にもございます。住宅以外、店舗とか倉庫とかもございますし、うちの場合は少し前広に拾っていますので、樹木の伐採というか、除却費といいますか、廃棄費とかも入ってきますので、それを住宅のみに、オンリーにもう一回精査する必要があるのかなと思っています。

○川原田委員

その辺に関連しますけれども、4件キャンセルされているわけですよね。恐らくこの方たちは、補助を受けても、自己資金ができなかったんじゃないのかなと予測できるわけですから、根本的にその辺少し考えていかないと、せっかく腹決めて解体しよう決めても、先立つものがそろわなければ、なかなか実行に移していけないという、これは現実あると思うんですよね。だから、この辺は少し根本的に、今どうこうじゃないんですけども、今説明されたように、物価高騰も半端じゃないんですよね。この解体費用だけじゃないんですけども、全てにおいて、何か意地悪な言い方しますと、便乗値上げせんば損やっかというような感じで何でも上がっているわけですよね。ですから、せっかく危険なところを思い切ってここで解体しよう踏ん切りつけたって、やっぱり先立つものが準備できなかったら、またそのままになってしまうと、もし事故でもあったときに、1回申請したけれ



どもできんやったと、もうちょっと何とか補助してくれればしとったのとなる可能性というのも非常に大きいんじゃないかなというふうに思います。この辺少し根本的に考える時期ではないですかね、ちょっと御意見として。

○福田都市政策課長

確かに推移を見ますと、平成28年からは除却解体費が上がっておるかと思います。委員おっしゃられたように、せっかく決意されて、金銭的な都合で危険なまま残すというのが、やっぱり危険ですから、1年でも早く除却することが、外部にとってはいいことだと思います。それも物価高騰と併せて、その辺は検討すべき事項であるとは思っています。ただ、今、50万円の助成をして、いきなりどこまで上げられるのかというのがあれで、まず50万円でされた方との反発というか、そこの辺の不利益が出ないような形で取っていききたいというのが1個と、もう一つ、逆に上げ過ぎますと、本来はそもそも空き家というのは、御本人の責任を下にしっかり管理していただきたいというのが、私たちの軸足でございます。例えば、あまりに上げますと、放っておくと市の助成金がもらえるとなると、制度自体が本末転倒でございまして、委員おっしゃることは重々認識しておりますが、そこは十二分に検討しつつ、行っていく所存でございます。

○川原田委員

分かります。分かりますよ、分かりますけれども、逆に、今、何で解体に踏み切れないかというのは、何代も放ったらかしとって、印鑑を取ってそうつかないかと。そういうこともあるわけだから、せっかく踏ん切りつけたときにやってもらったほうが私はいい。ただ、補助金を上げろ、上げろと私は言っているわけじゃないんですよ。何らか根本的に考えて、例えば、だから、対象件数を増やすとか、20件じゃなくて、50万円は50万円で結構なんですよ。基本的に50万円で結構なんですよ。でも、対象件数を増やして、乗っかってくれる人を、せっかくやろうと思ったときにできるような状況を何とか考えていかなきゃいかんじゃないのかなということをお願いして、補助金を上げろと言っているんじゃないんです。

○福田都市政策課長

そういう流れで、とにかく検討はさせていただきたいと思います。

○山田委員

今、多くの方、意見を述べられたんですけれども、この事業というのは、危険空き家を所有している方の背中を押す事業だと思うんですよね。だから、今後はちょっとハードルを下げるとか、今、川原田委員言われたように、額を上げるんじゃなくて、20件を30件に増やすとか、そういう努力をしていただきたいと私は思いますね。背中を押す事業だと思っています。

それと、もう一つ教えてください。例えば、令和2年度にハードルをクリアできなかった。2年後にもう一回申請して、ハードルをクリアできたというような案件はありますか。

○福田都市政策課長

そういう案件はございます。昨年度キャンセルされた方、1人も今年度申請が上がってきていまして、この前、つい先週ですか、交付決定を打ったところでございます。我々はキャンセルなされた方も、常に職員がいつでも相談を聞ける体制も取っていますし、リストアップもしていますので、常に危険な空き家というのは把握させていただいておりますので、情報交換しつつ、させていただきたいと思います。

最初の御質問なんですけど、川原田委員の分も含めまして、この空き家の特別措置法が改正されまして、今、危険な空き家がここで議論されているんですけど、もう壊すしかない一步手前の管理不全空き家というものが創出されました。これはどういうことかといいますと、もう少しで危険な状態になりますよという一步手前のものを管理不全空き家といまして、国に問合せしたところ、今その管理不全空き家の定義であったり、ガイドラインを作成中と。我々としては、もう少し基準を下げろということを検討するならば、特定な空き家から、法に担保された管理不全空き家までちょっと基準を緩めるとか大きくするようなことは検討できるかなと思っています。

いずれにいたしましても、本日いただいた御意見を参考にさせていただきまして、来年度当初予算に臨ませていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山口委員

すみません、また逆戻りして申し訳ないんですが、佐賀市ではこの空き家解体の除去費50万円出ますよというのは結構広く一般にアナウンスされていますから、御存じなんですよ。実務上、申請に来られる方というのは、そっちの申請のほうが先なのか、それとも自分で先に見積り等を取られて来られるパターンが多いのか、実情はどうですか。

○福田都市政策課長

どちらもあるんですけど、まず空き家対策室という窓口を掲げていますので、その窓口に相談に来られるということからの始まりが多いと思います。ちょっと補足いいですか。

○都市政策課職員

どちらのケースも本当にございますけれども、単純に危ない家になって、こちらのほうが周りの方から言われて指導に行ったときに、解体したいと所有者の方が言われたときは、こちらのほうから制度を積極的に案内して解体していただくようお願いしております。それ以外に解体をするというときに、制度をインターネットとか、そういうもので調べられてこちらのほうに見積りを持ってやってこられる方もそれなりの数はいらっしゃいます。以上です。

○山口委員

何で聞いたかという、先ほど予算の関係で断念されると、50万円しかないからということなんですが、それは前もって、ちゃんと制度に対する申請は50万円と決まっているわけですから、それを申し込むときには、あらかじめの見積りは取っておくと、200万円か

かって50万円しか出ない、あと150万円は自分が手銭出さないといけないということになれば、もうそれはその時点で断念して申請もしないとかね。それで、ちょっと市民の方に厳しく言えば、その辺のことも何もやっていなくて、申請だけして採択されたけれども、自己都合でキャンセルされたという方は、少なくとも向こう2年間は申請できませんよと。いや、本当、市民の方には申し訳ないけれども、僕はそれぐらいのこともあっていいと思うんですよ。それくらいね、金をもらおうと思うんだったらば、自分でもしっかりとその辺はした上で申請しなさいよと、これは余談ですけども。

○福田都市政策課長

昨年度の決算のときも山口委員からそういう御指摘いただいております。それを受けまして、今までは、取りあえず空き家を解体するかしないか分からんけど応募しとけということで、やっぱりお金ないんですと、キャンセルが続いて、繰越しできるぎりぎりになって、予算残が出たというようなことが発生しております。ですので、昨年度から、しっかりと窓口にお越しいただいたときには、うち50万円しか出せませんよという上限額であったり、それから相続、さっき印鑑の話が出ましたけど、ちゃんと相続をまとめてくださいよとか、そういう空き家の手続に必要な助言じゃないですけど、そういう最低限の項目については、しっかりと相談窓口のほうで話すこととしております。

○川原田委員

ちょっと話が横道にそれるかも分かりませんが、受付の段階で、例えば地元の自治公民館を改修工事やるとか、補助が出ますよね。そのときに、あなたたちは幾ら自己資金がありますかということを書かないかとですよ。だから、そういうことも少し考えていかないと、とにかく手挙げて、応募だけしとけと、そういう形になり得るから、その辺も少し考えたらいかがですか。

○福田都市政策課長

その辺も含めまして、検討させていただきたいと思います。

○山田委員

単純なことを教えてください。例えば、佐賀市内に物件があって、所有者が佐賀市外の人にも補助は出るんですか。

○福田都市政策課長

佐賀市以外の方にも補助は出ます。

○西岡義広委員

この事業は佐賀市民の方々に対しても非常にありがたい施策だと私は思っております。申請が出たときには、相談にお見えになったときは必ず現場を見ていただいとるんですか。確認ですが。

○福田都市政策課長

申請の中で採択をする場合に、現場を職員が見ております。危険度を把握して点数をつ

けております。実際、外観を見て、家を見まして。

○西岡義広委員

御相談にお見えになったときにある程度のお話というのはあるんでしょう、御指導とかなんとかという部分については説明しているんでしょう。それを踏まえて現場にちゃんと足を運んでいるかということなんですよ。

○福田都市政策課長

まず窓口でそういう話をしまして、現場にも職員が足を運んで実物を見ております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようですので、都市戦略部からの説明は終わりたいと思います。

執行部の皆さんは退室いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、12時に迫ってきていますけど、少し過ぎても続けていきたいと考えていることを御理解ください。

それでは、委員会としての意見・提言を取りまとめる案件について、委員間討議を行っていききたいと思います。

まず、意見・提言を取りまとめる案件の候補について確認いたします。ここまで聞いたところの部分でございますけれども、都市戦略部につきまして、危険空き家等除却費助成制度の1件を案件候補として、まず、ここからは各委員の御意見を伺っていきたくております。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○永渕委員長

皆さんの御意見をまとめて、それでは意見・提言に関しては今のところ皆さんしなくてもよいというお話なんですけど、今聞きながら感じていたのが、委員長報告というところでは、必ずこういうことがあったんだと、こういう発言があったんだということをお伝えすると、まずはそこのかなという部分ですけど、それそういう部分で、委員長報告でこれをしたと思います。それはよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

分かりました。では、意見・提言というものは今回出さないと、建設環境委員会のほうでは。しかし、委員長報告に関してはしっかりとさせていただいて、しっかりと様子を見ていく、これからも注視していくということにしたいと、そのように思っております。

次に、先ほど私がお伝えした件以外で委員長報告に盛り込みたい案件など御意見はございますでしょうか。

(「正副委員長にお任せ」と呼ぶ者あり)

任せていただいてよろしいですか。ということで、ほかの部分に関しましては正副委員長一任というお言葉をいただいておりますので、こちらのほうで報告にどういうことを書くかは考えていきたいと、そのように思っております。

先ほど言ったように、ちょっと12時回ってもということをお伝えしたところは、緑進会についての委員会討議を残しておりましたので、ここまで議論していきたいと思えます。

8月25日金曜日に欠席者もいらっしやって大変恐縮だったんですが、佐賀市緑進会との意見交換会をやりました。今日は振り返りということで意見、感想などをお聞きしたいと思えます。また、それは取りまとめて共有したいと思っておりますので、せっかくでするので、ちょっと時間たちましたけど、皆さん思い出しながら御意見などいただければと思えます。どなたかいらっしやいませんか。どういうことでも結構ですけど。

◎建設環境委員会意見交換会に関する委員間協議

○永渕委員長

ほかにこの件に関してございますか。振り返りでございますけど、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、お聞きした内容というのは、取りまとめて、また皆さんにもお示ししたいと思えます。

ただ、方向性でございますけれども、一応我々としては今出た意見を少しまとめた上で、私の考えですけど、副委員長と私で議長のほうに、こういうことで取りまとめましたということで、まとめたのをお見せして、あとは議長がどういう感じの返しで、どうすればとかいうアドバイスをいただけるかという部分はあるんですけど、一応流れとしては、我々としては議長に持っていくと、そこをまず目指してやるために今日は意見を皆さんからお聞きしたということで、まず進め方としてはそんな感じで進めてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、その方向で、今日の今お聞きした御意見をまとめておきたいと思えます。

では、次回の委員会は9月21日木曜日の午前10時から、決算議案以外の議案審査となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、明日は予備日となりましたので、委員会を開催しませんので、お間違いのないようお願いいたします。

以上で本日の建設環境委員会を終了いたします。皆さんお疲れさまでございました。

令和 年 月 日

建設環境委員長 永 渕 史 孝